

平成 21 年度第 2 回八戸市環境審議会

日時：平成 22 年 2 月 18 日（水） 9：45～

場所：八戸市公会堂 2 階 大会議室

出席委員：石橋敏文委員、井畑光男委員、今住英子委員、組橋尚隆委員、立花敬之委員、根岸勝信委員、福士憲一委員、松橋剛志委員、溝江康德委員、麦沢勉委員、山内文子委員、山口徹委員、吉田稔委員、類家伸一委員、

議事概要

議題（1）平成 21 年度地下水の測定結果について

事務局：議題 1 資料「平成 21 年度地下水水質測定結果について」を説明

会長： それでは、議題 1 について、事前に委員の皆さんからいただいた質問を委員自ら発言してもらいます。それではどうぞ。

委員： 私の事前質問が一部カットされていますのでその内容について述べます。
調査の結果、基準値を大幅に上回る測定値を示した場合は、今回の大久保地区のように同年度中に調査するという素早い対応を今後も実施するようお願いしたい。

事務局： 今後も、できるだけそのように対応いたします。

委員： 継続監視調査で、城下地区の 1,2 - ジクロロエチレンとテトラクロロエチレンが基準値を超えたが、影響はあるのですか。また、平成 22 年度も継続監視調査地域になっているのですか。

事務局： 14 年度から 19 年度にかけて行った城下地区の周辺井戸調査で、全ての井戸で有機塩素化合物が検出されず汚染の拡大がみられなかったこと、また、飲用していないことから、影響は無いと考えます。なお、22 年度以降も継続監視調査を行う予定であります。

会長： 次の委員をお願いします。

委員： 市側で私の質問と見解を述べてください。

事務局： はい。概況調査の表に記載されている基準値は何の基準値かわからないので、次回からは注釈をつけてください、とのご質問ですが、表中の基準値を環境基準値とするよう対応いたします。なお、正式名称は、地下水の水質汚濁に係る環境基準値です。

次に、八戸市の多くの井戸から硝酸性窒素が基準値を超えて検出されており、超過率が全国平均より高いと思われるが、その原因は何か。継続監視調査を行うだけでほかの対策は行わないのか。健康被害防止のために周辺住民にはどのような

な指導をしているのか、とのご質問ですが、原因については、農業における施肥や生活排水の影響と考えております。井戸所有者に結果を通知し、さらに県保健衛生課と県環境保健センターにも結果を通知しております。なお、飲用していないため健康被害は無いと考えており、周辺住民への周知は考えておりません。

次に、大久保地区で高濃度に検出された四塩化炭素は井戸の底に貯留しているものか。それとも、今でも汚染が起こっているため検出されたものなのか、と次の質問の、内丸、城下地区でも有機塩素化合物が検出されているが、その原因が特定されており、過去の汚染によるものか、それとも今でも汚染が続いているかについて分析しているか、とご質問に対しては、一括して市の見解をお答えします。井戸水は経常的に使用されており、滞留水とは考えにくい状況であります。地下水汚染の多くは、過去に地下浸透した物質の発現であるとされております。なお、内丸地区は、汚染原因が特定されておりませんが、城下地区は特定されております。

次に、地下水の汚染結果は平成 20 年度版八戸の環境に公表されているが、数値の持つ意味や今後の方針について、判りやすく説明する必要はないのか。平成 21 年度版では是非記載してほしい、とご質問ですが、ご指摘を受けたときに対応しようと努めました。平成 21 年度版での対応は間に合いませんでした。22 年度版はよりわかりやすい説明にいたします。

次に、継続的に測定している地点の調査項目については、時系列でデータを示してほしい、とご質問ですが、継続監視調査の数値は、ほぼ安定しております。特に急激な濃度上昇がある場合等は示したいと思っております。

委員： 基準を超えている状況を見るためにも、継続して基準を超えている場合はグラフで示してほしいと思います。

事務局： もう一度検討いたします。

議題（2）平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について

事務局： 議題 2 - 1 資料「公共用水域（河川・海域）の水質の測定に関する計画（案）」を説明

議題 2 - 2 資料「平成 21 年度地下水測定計画（案）」を説明

委員： フロン 11、12 の原料となる四塩化炭素は 1995 年で生産が停止されたとのことだが、現在、使用は禁止されているのか確認したい。

事務局： 四塩化炭素は、1996 年 1 月 1 日以降は原則として製造が禁止されております。試験研究や分析用、あるいは化学物質の原料としての製造は認められており、限られた用途で現在も使用されております。なお、四塩化炭素は化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律や毒物及び劇物取締法、消防法等により、取扱や保管について厳しく規制されております。

委員： 検査項目に追加された 1,4 - ジオキサンの使用状況を把握しているか。また、

調査した場合検出されるかお伺いします。

事務局： 使用状況は把握しておりませんが、推測ではほとんど使用されていないと思われませんが、検出されるかについては、検査しなければわかりません。

委員： 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素について説明してほしい。

事務局： ほとんどが硝酸性窒素で検出されており、亜硝酸性窒素は過渡的な物質でありほとんど検出されておりません。

委員： 汚染井戸の深度は記載されているが、ストレーナーの位置は把握しているのですか。

事務局： 井戸の所有者及びボーリング業者にも確認いたしましたが、わかりませんでした。

委員： 浅い井戸だと、地表面に近いところで汚染されているが、深い井戸であれば汚染源が離れている可能性があり、汚染源の特定が難しくなるのではなんでしょうか。

課長： 汚染原因について、現在不明であります。今後の対応について現在検討しているところですが、地権者がやるか市がやるかは別として、汚染源の特定のため土壌ガス調査を行わなければならないと考えております。

会長： 四塩化炭素による汚染井戸水の利用状況はどうなのですか。

事務局： 生活用水として利用されております。環境基準を超えた井戸水は、生活用水として利用されております。環境基準以下で検出された井戸水は、小規模水道の水源として利用されております。県保健所では、利用者に対して、定期的な水質検査に四塩化炭素を加えることなど指導しておりますが、環境基準以下であるため、飲用しても問題はないと説明しております。市としては、自主検査に四塩化炭素を加え、かつ検査回数を増やすよう指導しております。

委員： 地下水の調査は、年に1回となっていて、代表するようなサンプルの採水は難しいと思うのですが、市ではどのように考えて採水しているのですか。

事務局： 真夏、真冬をさけて秋口に採水しております。

委員： 採水した月ぐらいは記載してほしい。

事務局： 採水月の記載をいたします。

議題（3）新処分施設整備事業の進捗状況について

事務局： 議題3資料「新処分施設整備事業の進捗状況について」を説明

委員： 以前の報告したスケジュールに比べ遅れていると思うが、どれくらい遅れたのですか。

事務局： 1年の遅れであります。

議題（4）平成21年版「八戸の環境」について

事務局： 議題4資料 平成21年版「八戸の環境」及び「概要版」を説明

委員： ごみの減量について本年度の見込みはどうか。また、アンダー1000 を達成した後の次の目標はどのようになるのですか。

事務局： おかげさまで、990 gを下回ると予想されます。今後は、来年度以降に策定するごみ処理基本計画において、その時点のごみ排出量の推移や市内のリサイクル事業者の動向など様々な状況を勘案し新たな目標を設定していきたいと考えております。

委員： 津軽地区では、イベントの後段ボールコンポストをPRしている。市もやっではどうでしょうか。

事務局： はい、検討いたします。

副会長： 公害苦情のうち大気汚染について説明してください。

事務局： 工場等の煙突からの大気汚染ではなく、ドラム缶などでの不適正な焼却いわゆるごみ等の野焼きが主な苦情となっております。

委員： ごみの減量について、八戸市ではリユースはどうなっているの。単身赴任しているの聞いてみました。

事務局： リユースにつきましては、捨てる前に、一旦フリーマーケットやリサイクルショップへということを普及啓発しております。また、八戸リサイクルプラザでは、資源の有効利用とごみ減量化の意識向上を目的として、提供された不用家具や自転車等を修理し提供するというを行っております。

委員： カラス、鳩の有害鳥獣の捕獲状況について教えてください。

事務局： 八戸の環境に掲載されている捕獲状況の件数は、別の課で取りまとめております。その件数には、当課で行っているカラスのヒナを保護し再放獣したという件数も含まれております。

その他事務局から

事務局：「新うみねこプラン」の概要について説明

委員： 審議会で部会を設けたらどうでしょうか。

事務局： 今後、1～2年様子を見た上で、どうかたちがよいかということを含め、検討して参ります。